

講義第8回 家族生活と法

岡本 裕樹

I. 最高裁判所の決定より

XとYは昭和62年5月に婚姻し、平成元年7月に長男Aが出生した。しかし、Xの浮気を主な原因として夫婦関係は悪化し、Yは平成6年8月に、Aを連れて家を出て、Xと別居した。Xは、別居後間もなく、Aの監護者をXと定めることを求める旨の子の監護に関する処分調停事件を申立て、また、Yは離婚と慰籍料の支払いを求める夫婦関係調整調停事件を申立てた。しかし、平成7年5月に、子の監護に関する処分調停事件は取下げにより、夫婦関係調整調停事件は不成立により、いずれも終了した。この調停期間中、Xは月1、2回程度Aとの面接交渉を行っており、調停終了時には、XがAに月2回土曜の午後に面接するとの事実上の合意が成立していた。以後、この合意にしたがって、XとAとの面接交渉が比較的順調に続けられていた。

Yは、平成7年6月に離婚訴訟を提起した。平成8年5月にYは和解案の提案をしたが、Xに拒否された。そのため、YはXとAとの面接交渉を拒否するようになり、これに反発したXが、面接を求めて下校中のAを待ち伏せるなどした。そこでXは同年9月、Aとの面接交渉を求めて、子の監護に関する処分（面接交渉）調停事件を申立てた。しかし、YはXとAとの面接交渉を強く拒否し、平成9年5月に調停は不成立となったため、審判手続きに移行した。原審・原審とも、Yに対して、XとAとの月1回、第1土曜日の午後1時から5時までの面接を認めるよう命じたが、Yはこれを不服として抗告（許可抗告）した。

この間、離婚訴訟について、平成10年5月に、「XとYは離婚する、Aの親権者をYと指定する」ことのほか、XからYへの慰籍料の支払い及び財産分与を命じる1審判決が出されたが、双方が控訴した。1審判決後も面接交渉を拒否するYの態度に変わりはない。

【参照条文】

民法766条：①父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議でこれを定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。

②子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。

③前二項の規定は、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生ずることがない。

家事審判法9条1項：家庭裁判所は、次に掲げる事項について審判を行う。

同乙類4号：民法第766条第1項又は第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分

II. 家族法の基本理念

家制度から「近代的家族」へ

家制度・・・過去・現在・未来に亘る抽象的・超世代的な「家」の存続を重視

戸主に家族に対する大幅な支配権・家督相続は原則として長男の独占相続

↓

「個人の尊厳と両性の本質的平等」

夫と妻（両親）と子が基礎単位

Ⅲ. 婚姻と離婚

婚姻

法律婚主義：婚姻の成立要件として夫婦の実体があるとともに法的手続きを要求

_事実婚主義：夫婦の実体のみで法律上の婚姻を承認（慣習上・宗教上の儀式を重視）

○婚姻の成立要件

婚姻意思の合致、婚姻適齢（男性18歳、女性16歳）、重婚の禁止、待婚期間の経過（女性につき前婚の解消・取消してから6ヵ月）、近親婚ではないこと、未成年者に関する父母の同意、届出の提出、異性であること

○婚約

将来婚姻する約束（婚姻契約の予約）

- ・両親兄弟への報告、結納の取り交わし、同棲などは不要
- ・不当破棄により損害賠償（場合によっては第三者も）、結納返還（ただし有責男性は請求不可）

○事実婚（内縁関係）

婚姻の社会的実体はあるが婚姻届の出されていない男女の関係・・・準婚関係

* 法律婚との効果の違い

- 同居・協力・扶助義務、貞操義務、婚姻費用分担義務、日常家事債務の連帯責任、夫婦別産制と帰属不明財産の共有推定、財産分与と不当破棄に対する救済（慰謝料）、第三者の不法行為に対する救済、夫婦間でした契約の取消権
- ×氏の変更、成年擬制、子の嫡出性、父の親権、姻族関係の発生、相続権

離婚

○協議離婚

当事者の合意に基づく届出のみによる離婚

○裁判離婚

調停離婚→審判離婚→裁判離婚

* 裁判離婚の離婚原因

- 不貞行為、悪意の遺棄、3年以上の生死不明、強度の精神病、その他婚姻を継続しがたい重大な事由
- ・・・消極的破綻主義（「踏んだり蹴たり」判決）から積極的破綻主義へ
- 「相当の長期間」の別居、未成熟子の不存在、著しく社会正義に反する特段の事情の不存在

Ⅳ. 親子関係

実親子関係

出産という事実に基づく血縁関係

- ・嫡出子と非嫡出子で相続分に差
- ・父子関係に争いがある場合には、嫡出否認の訴え・親子関係不存在確認訴訟、認知の訴え
- ・両親離婚後は両親のいずれかが親権者・監護者、そのような立場にない親も面接交渉

養親子関係

普通養子制度：養親となる者は成年者・養子となる者は養親となる者より年少、養子縁組届出で

成立

特別養子制度：養親となる者（原則25歳以上）の請求に基づく家庭裁判所の審判により成立
特別養子となる者は原則として6歳未満